

農林水産物直売所視察ツアー

in 兵庫

2017年11月8日 (水)

JR新神戸駅前駐車場
発着

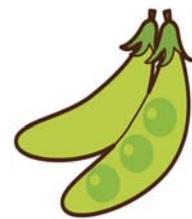
集合：08：15 解散：17：20頃



視察先

アドバイザー (株)シンセニアン 勝本吉伸氏 (地産池消仕事人)

1. 北はりま旬菜館 (西脇市)
2. 道の駅とうじょう (加東市)
3. 山田錦の館 (三木市)
4. JA 兵庫南 にじいろふぁ～みん (稲美町)
5. 農協市場館 六甲のめぐみ (神戸市)



ご旅行代金

一般：6,500円 (税込) ※日帰りバスツアー・添乗員同行

会員：6,000円 (税込)

(※会員とは…全国農産物直売ネットワーク会員または当機構賛助会員)

募集人数

40名 (最少催行人数20名※先着順)

まちむら交流きこう



(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

(愛称 まちむら交流きこう)

【 東京都登録旅行業第2-5925号 】

行程

11月8日(水)

※写真はすべてイメージです

新神戸駅前駐車場(観光バスP) == 北はりま旬菜館 == 道の駅とうじょう == 山田錦の館

08:15 集合 08:30 発 09:40 10:30 11:00 11:50 12:10 (昼食・視察) 13:40
 = JA兵庫南 にじいろふぁ～みん = 農協市場館六甲のめぐみ = 新神戸駅前
 14:40 15:30 16:00 16:40 17:20 頃 (解散)



北はりま旬菜館



道の駅とうじょう



山田錦の館



にじいろふぁ～みん

注意事項

- ★本ツアーの移動には、バスを利用します。★集合場所までは、公共交通機関を利用して各自お越しください。
- ★本ツアーには、昼食1回が含まれます。★車中ではアドバイザーによる説明・解説を予定しております。
- ★動きやすい服装・履きなれた靴でご参加ください。
- ★当日の天候や交通事情等により、内容や時間等が変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。また、お帰りの公共交通機関等利用の際は、時間に余裕をもってご予約ください。

旅行企画・実施・お問い合わせ： <営業時間：平日 9:30～17:45>
 (一財) 都市農山漁村交流活性化機構 まちむら交流きこう (担当：長谷川雅彦)
 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町4番地 Tel 03-4335-1982(直) Fax 03-5256-5211
 URL : <http://www.kouryu.or.jp> Mail : tabi@kouryu.or.jp 【東京都登録旅行業第2-5925号】

ご旅行条件書(抜粋) ※お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

この旅行は、(一財)都市農山漁村交流活性化機構 まちむら交流きこう(東京都知事登録旅行業第2-5925号)(以下「当社」といいます。)が主催する旅行です。旅行条件は下記による他、別途お渡しする旅行契約によります。

■旅行代金に含まれているもの
 日程表に明示した、体験費用、宿泊費(日帰りを除く)、食事代、観光料、サービス料、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

■旅行代金に含まれていないもの
 前項のほかは旅行代金に含まれておりません。その一部を例示します。規定を超えた分の手荷物料金、自由行動中の諸料金、クリーニング代、電報・電話料、追加食事費など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金等。

■お申し込みの条件
 高齢者、身体障害者、現在健康を害している方についてはその旨お申し出頂き、医師の診断書を提出して頂く場合や、介護者の同行を条件とさせていただきます。

■旅行契約内容及び旅行代金の変更
 当社は天災地変、戦乱、運送機関における争議行為、官公署の命令その他の当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。利用する運送機関の運賃・料金の改定により代金を変更することがあります。

■当社による旅行契約の解除
 お客様の代金不払い、申込み条件不適合、病氣、団体行動への支障、旅行の円滑な実施が不可能な時、暴力団員、暴力団準構成員、暴力関係者、暴力関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力があると認められるとき、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為と行ったとき、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて信用を毀損し若しくは業務妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき、当きこうは旅行契約を解除することがあります。

■取消料

旅行契約の解除期日	取消料(お一人)
旅行開始日の 1) 21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあつては11日目)	無料
前日から起算 してさ かのぼ って 2) 20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあつては10日目) [3～6を除く]	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除 [4～6を除く]	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 旅行開始日の当日の解除 [6を除く]	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除 または無連絡不参加	旅行代金の100%

■お客様による旅行契約の解除
 お客様はいつでも下記の取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。なお、「契約解除日」とはお客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。

■当社の責任及び免責
 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は賠償いたします。ただし次の場合は責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらの為に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による遠隔、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

■お客様の責任
 当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害をこうむった時はお客様から損害の賠償を申し受けます。

■特別補償
 当社は責任の有無に関わらず、主催旅行契約約款特別補償制度により、お客様が当旅行参加中に、急病かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、所定の保証金及び見舞金を支払います。

■国内旅行傷害保険のすすめ
 安心して旅行いただくため、お客様自身で保険をかけられることをおすすめします。

■旅行条件・旅行代金の基準日
 この旅行の条件は2017年9月1日を基準日としています。旅行代金は2017年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

■その他
 詳しい旅行条件を説明した書面(旅行条件書)を用意しておりますので事前に確認の上、お申し込み下さい。

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者におたずねください。

旅行企画・実施：(一財) 都市農山漁村交流活性化機構 まちむら交流きこう
 東京都知事登録旅行業第2-5925号 (一社) 全国旅行業協会正会員 〒101-0042
 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル5階
 国内旅行業務取扱管理者 花垣紀之・清水啓智 TEL 03-4335-1981(代)
 FAX 03-5256-5211